

群馬県ニホンジカ適正管理計画（第二種特定鳥獣適正管理計画・第四期計画）改正箇所新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
<p>8 目標達成のための施策</p> <p>(略)</p> <p>イ 狩猟による捕獲推進</p> <p>(ア) 捕獲上限頭数の緩和</p> <p>第Ⅲ期計画から県内全域を対象に1人1日あたりの捕獲頭数「オス1頭、メス制限なし」を継続し個体数の減少効果の高いメスの捕獲を積極的に推進する。</p>	<p>8 目標達成のための施策</p> <p>(略)</p> <p>イ 狩猟による捕獲推進</p> <p>(ア) 捕獲頭数制限の解除</p> <p>第Ⅲ期計画から県内全域を対象に1人1日あたりの捕獲頭数「オス1頭、メス制限なし」としていたが、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正（平成29年9月15日施行）により、捕獲頭数制限が解除されたことから、これを適用し「オス、メスともに制限なし」とする。</u></p>